

公立鳥取環境大学岩美むらなかキャンパス施設等管理運営規程

平成30年8月1日

公立鳥取環境大学規程第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）岩美むらなかキャンパス（以下「岩美キャンパス」という。）の母屋及び付帯する施設及び施設内の設備・備品（以下「施設等」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(管理運営責任者及び管理運営者)

第2条 施設等の管理運営責任者は企画交流推進課長とし、日常の管理運営は地域連携コーディネーター及び本学が施設等の管理を依頼した者（以下「管理運営者」という。）が行う。

(利用対象者等)

第3条 施設等を利用できる者は、本学の教員及び事務職員（以下「本学職員」という。）、学生、卒業生の他、管理運営責任者が認めた者とする。

(利用心得)

第4条 施設等の一部又は全部を占有して利用することを希望する者（以下「利用希望者」という。）は、岩美キャンパスがその所有者と当該キャンパスが所在する鳥取県岩美郡岩美町の大谷自治会に属する地区（以下「地元地区」という。）並びに本学による相互の協力関係及び信頼関係によって開設されたことを深く理解し、所有者と地元地区及び近隣地区の住民にとって迷惑となる行為や活動等を、厳に慎むことをあらかじめ心得ておかなければならない。

(利用許可申請)

第5条 利用希望者は、原則として利用開始日の前日を起算日として、その日から15日以上前までに「岩美むらなかキャンパス施設等利用許可申請書」（様式第1号）を企画交流推進課に提出し、理事長の許可を得なければならない。

2 利用希望者は、次条に定める利用許可申請を行うにあたっては、別に定める当該キャンパス「利用者心得」記載事項を了承し、遵守することを事前に誓約しなければならない。

3 本学職員を伴わない本学学生のみによる利用又は卒業生のみによる利用は、原則として認めない。ただし、管理運営責任者が認めた者については、この限りではない。

4 利用希望者を問わず、その利用が宗教活動、政治活動、その他公序良俗に反する目的での利用は認めない。

5 許可を受けた場合であっても、本学の行事等により理事長が必要と認めた場合又

は所有者から疑義や意見が生じた場合は、管理運営責任者は利用許可の取消し又は変更を命じることができる。

(利用許可)

第6条 理事長は、前条による申請が岩美キャンパスの運営及び管理に支障を及ぼすことがなく、かつ適当と認めた場合には利用を許可し、利用申請者に通知するものとする。

2 利用申請者は、前項に定める利用許可通知を受けてから、次条に定める利用終了報告までの利用期間について変更が生じる場合には、速やかに管理運営者に変更事由を添えて報告しなければならない。

(利用終了報告)

第7条 施設等の利用が終了した場合には、利用申請者が本学職員、学生、卒業生の場合にあっては企画交流推進課に、管理運営責任者が認めた者にあっては管理運営者に、それぞれ速やかにその旨を報告しなければならない。

(情報システムの利用)

第8条 本学職員及び学生は、岩美キャンパスの無線 LAN を利用できるものとする。

2 本学職員及び学生以外の者の岩美キャンパスの無線 LAN の臨時的利用は、公立鳥取環境大学情報システム利用規程第6条第2項の規定による。

(遵守事項)

第9条 岩美キャンパスを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外に利用してはならない。
- (2) 許可なく備品等の移動・変更を行ってはならない。
- (3) 許可を得て備品等の移動・変更を行った場合は、使用后速やかに原状に復して点検を受けなければならない。
- (4) 定められた場所以外で、飲酒や飲食、喫煙をしてはならない。
- (5) 許可された期間その他の条件を守り、周囲の危険・迷惑防止に努めなければならない。
- (6) 許可された利用期間に生じた一般廃棄物(生活ごみ)は各自が持ち帰り、適正に処分しなければならない。
- (7) 利用後の原状回復や後片付け及び清掃は、利用者が責任をもってあたらなければならない。
- (8) 万一施設等を毀損又は紛失した場合、火災又は事故が発生した場合などの緊急時には、利用者はただちに管理運営者に報告しなければならない。ただし、管理運営者に報告連絡がつかない場合には、管理運営責任者に報告しなければならない。
- (9) 前号において報告を受けた管理運営者は、ただちに管理運営責任者に報告しなければならない。
- (10) その他、利用にあたっては管理運営責任者又は管理運営者の指示に従わなけ

ればならない。

(損害賠償)

第10条 前条の定めに違反し損害が生じた場合、利用者はその損害について賠償を求められることがある。

(利用可能時間)

第11条 利用可能時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 午前9時から午後8時までとする。ただし、本学職員の指導及び監督のもとに行われる教育研究活動を実施する場合又は本学の管理運営責任者が認めた者による活動であって、かつこれらを静粛に実施するときには、地元地区及び近隣住民に迷惑とならない範囲内において、これを延伸することができる。

(2) 利用可能時間であっても、次の期間は施設等を利用することができない。

1) 本学が定める夏期一斉休業期間

2) 12月29日から翌年の1月3日までの期間

2 前項にかかわらず、理事長が必要と認めた場合は、前項に定める利用時間又は期間以外の利用を許可することができるものとする。

(委任)

第12条 この規程の実施に関して、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

申請日： 年 月 日

岩美むらなかキャンパス施設等利用許可申請書

公立大学法人 公立鳥取環境大学 理事長 様

団 体 名 : _____
 住 所 : _____
 代 表 者 氏 名 : _____ 印
 代表者電話番号 : _____
 利用責任者氏名 : _____
 利用責任者電話番号 : _____

公立鳥取環境大学岩美むらなかキャンパスの施設等を利用したいので、下記のとおり申請します。

なお、利用にあたっては、「公立鳥取環境大学岩美むらなかキャンパス施設等管理運営規程及び「利用者心得」を遵守することを誓約します。

記

利用目的及び内容	
利用希望期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利用人数	人 ①本学職員 人 ②本学学生・卒業生： 人 ③地元地区 人 ④その他 人 (所属等：)
その他申請事項	

岩美むらなかキャンパスの利用を 許可します。 許可できません。

受付年月日	受付番号	受付印	地域連携 C	課長	通知印	通知日
年 月 日	No. —					/